

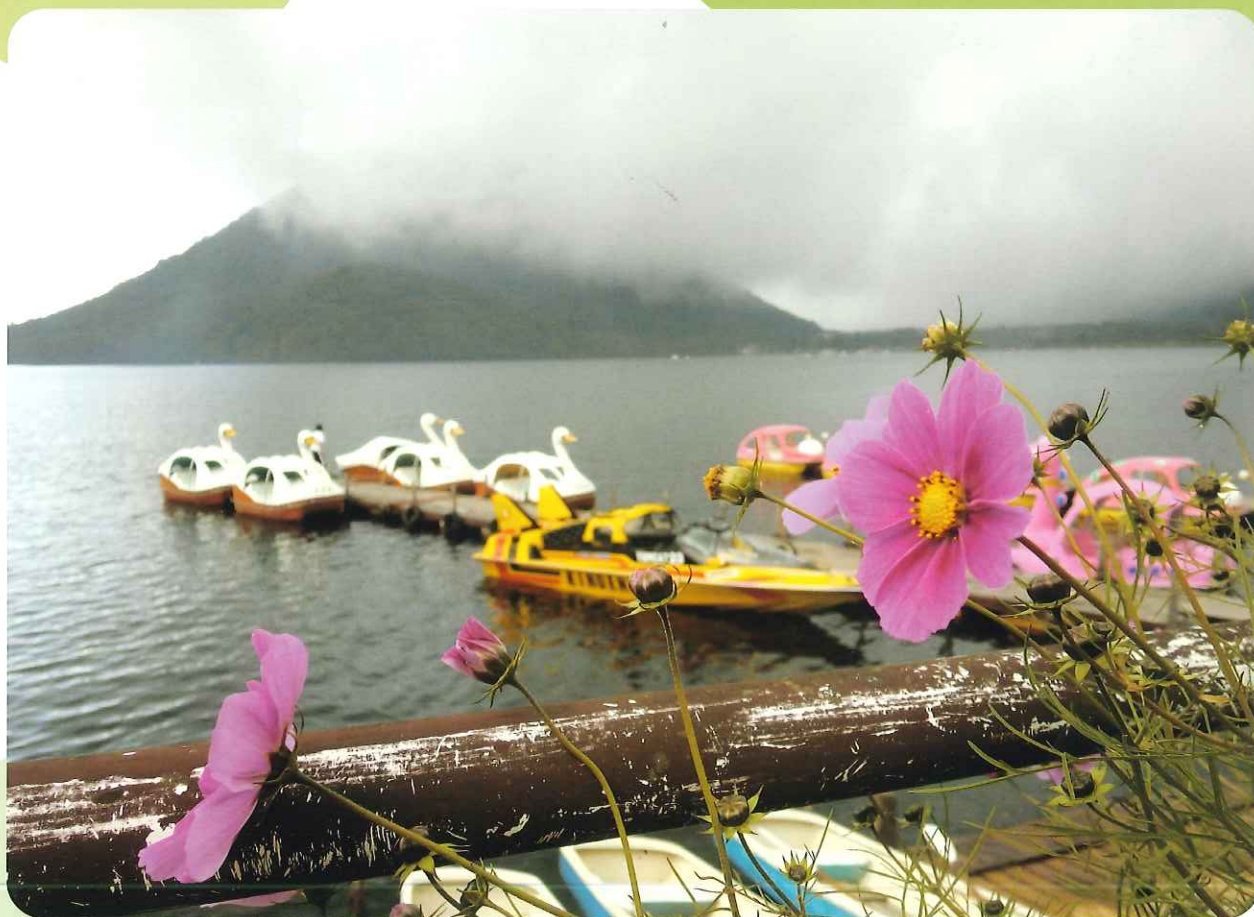
AKAGI

会報

あかぎ

第174号

H27.8.18



初秋の榛名富士と榛名湖

撮影：高崎支部 山本 豊 会員



群馬土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

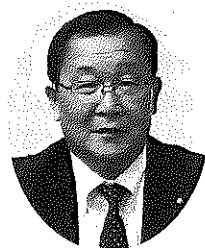
3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

も く じ

・ 2 期目にあたって 群馬土地家屋調査士会長 堀越義幸	1
・ 平成27年度(第71回)定時総会議事録	3
・ 会務報告	13
・ 会議報告	16
・ 会員動向 ・ 新入会員紹介	22
・ 報 告	
平成26年度新入会員研修会	23
平成27年度公開講座(第1回会員研修会)	24
日調連 平成27年度(第72回)定時総会	25
関プロ 平成27年度(第61回)定例総会	
群馬県用地対策連絡協議会 用地事務研修 支部研修活動	26
・ お知らせ	
平成27年度第2回会員研修会	26

2期目にあたって



群馬土地家屋調査士会
会長 堀越 義幸

平成27年5月22日に開催された第70回定時総会にて、2期目の会長を拝命しました。総会の際に、会員の皆様にお約束した事を誠実に実行していきたいと思っています。

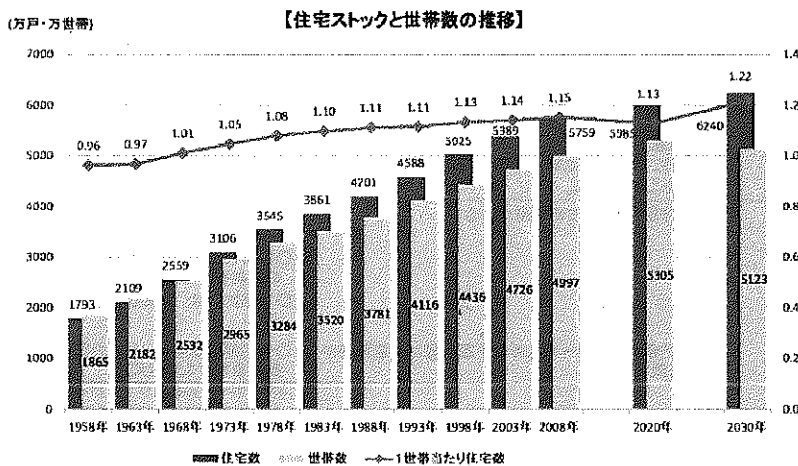
ところで今年は、戦後70年、土地家屋調査士制度制定65年そして表示登記制度制定55年という節目の年となります。

奇しくも、本格的な人口減少時代に突入しようとしています。

この人口減少問題は不動産をとりまく環境にも大きな影響を与えています。住宅は量的に充足し、それどころか「空家問題」が生じています。5年後には全国の空家は1,000万戸に達し、空家率は15%になるとの試算もあります。本年5月26日には「空家対策特別措置法」が施行となりました。また農地についても農業後継者がいないこともあり、耕作放棄される事例が増えています。山林についても同様です。不動産は「資産」ではなく「負担」と感じる方が確実に増加しています。

住宅ストックの量的充足

- ▶ 平成20年(2008年)時点で、住宅ストック数(約5,760万戸)は、総世帯数(約5,000万世帯)に対し、約15%多く、量的には充足(平成20年時点での空き家率*は13.1%)。2030年には住宅戸数合計は6,000万戸を超え、総世帯数に対して住宅ストック数が約2割となる見込み。



出典：国土交通省「第1回 中古住宅の流通促進・活用に関する研究会」平成25年3月
住宅ストック推計値)一般財団法人ベターリビング サステナブル居住研究センター作成
世帯数推計値)国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(2014年4月推計)

*空き家率=居住者のいない住宅から一時的使用(賃貸中)を除いた数を住宅ストック数で割った数値

国土交通省のサイトより引用

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/seisan/reform/pdf/005_03_02.pdf

本年6月には「迷仔の不動産」という公開講座を公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とともに開催させていただきました。人口減少時代は「迷仔の不動産」を増加させています。不動産の所有者がわからないということは、土地家屋調査士にとっても切実な問題です。日々、不動産と向き合っている私たちこそ、積極的に問題提起すべきでしょう。

前述した「空家対策特別措置法」については、土地家屋調査士会としても積極的に関与していきたいと考えています。同法成立時の参議院の附帯決議では、「政府は、本法の施行に当たり、隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利活用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについて、必要な検討を行うこと。」とされています。また本年2月に公表された基本指針では連絡協議会の構成員として土地家屋調査士を含む資格者の活用が示されています。これを受け、県内全市町村に対しては、「空家等対策の推進に関する土地家屋調査士の活用方について(お願い)」という文書を発信しています。

空家の実態調査の段階でも建物登記の有無の調査など、色々な局面で土地家屋調査士の知見を生かすことができると考えられます。会員の皆様におかれましても積極的に情報収集を心掛けるようお願いいたします。

次に、今年から「マイナンバー制度」が動き始めます。

今秋には全国民に番号が通知され、来年早々の確定申告から利用することになります。当面は所得税の源泉徴収への対応を考える必要があります。土地家屋調査士は事業者である以上、補助者のマイナンバーの提供を受けることになります。法人の業務を行った場合は、自らのマイナンバーを提供する立場となります。このマイナンバーの取り扱いには様々な制限があります。なお、土地家屋調査士会としても研修会を予定しています。

マイナンバーカードには新しい公的個人認証の電子証明書が格納されます。税と社会保障の共通番号といながら、将来的には医療情報や戸籍情報との連動も検討されています。本人確認作業やオンライン申請など私たちの業務にも大きな影響を与えることが想定されます。

個人番号カードの交付について		
	住民基本台帳カード	個人番号カード
1 様式	 <ul style="list-style-type: none"> ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制 ○様式は市町村ごとに異なる 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する可能性あり) ○顔写真を券面に記載 ○様式は全国一律
2 作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> ○希望者に交付 ○市町村により即日交付の場合と窓口へ2回来庁を要する場合(申請時及び交付時)がある。 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料1000円(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務 <p>【住民基本台帳法】 住民は、市町村長に対し、住民基本台帳カードの交付を求めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として全国民に交付(目標) ○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等) ○全市町村が委託可能(地方公共団体情報システム機構を想定。民間事業者の活用も視野。) ○手数料を無料 →大蔵発行により単価を抑制、所要の経費を国費要求 ○交付事務は法定受託事務 <p>【番号利用法】 市町村長は、住民に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付しなければならない。</p>
3 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 ○公的個人認証サービスの電子証明書は任意取得かつ行政利用のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を確認する場面が飛躍的に増加(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村による独自サービス拡大の可能性(コンビニでの証明書の交付等) ○将来的には、保険証機能を1枚の個人番号カードに一元化 ○公的個人認証サービスの電子証明書は標準搭載かつ民間事業者も活用可能に →モバイルでのログインが可能→情報提供ネットワークシステムのアクセスログの確認をはじめ、将来的には行政からプッシュ型の情報提供 →e-Taxに加え、オンラインバンキング等でも利用可能

総務省住民制度課が公表した資料より引用

https://www.j-lis.go.jp/lasdec-archive/cms/resources/content/25173/05_somusyo.pdf

なお、カードデザインは変更となっています。

ところで、懸案となっている不動産登記規則第93条調査報告書の改定や調査・測量実施要領の改定等については、日調連より情報が入り次第、会員の皆様にお伝えしたいと思います。

最後に、会館建設についてですが、時代の変化に対応できる拠点となるような施設を建設したいと考えています。担当役員や委員の方にはご苦勞をお掛けしていますが、引き続き宜しくお願い申し上げます。

非常に難しい時代が続いています。会員の皆様の協力を得ながら、より良い方向を目指したいと思います。引き続き、宜しくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

平成27年度(第71回)定時総会議事録

- 1 日時 平成27年5月22日(金) 午後1時
- 2 場所 前橋市大手町「群馬ロイヤルホテル」
- 3 会員の現在数及び出席会員数

会員総数	337名
出席会員数	264名
- 4 開催目的及び審議事項
 - (1) 平成26年度会務並びに事業報告について
 - (2) 群馬土地家屋調査士会館維持管理報告について
 - (3) 群馬土地家屋調査士会諸規則等の一部改正について
 - (4) 境界問題相談センターぐんまの運営について
 - (5) 綱紀委員会からの報告について
 - (6) 会館建設関係の報告について
 - (7) 平成26年度収入支出決算承認について
 - (8) 平成27年度事業計画(案)について
 - (9) 平成27年度収入支出予算(案)について
 - (10) 役員及び綱紀委員、綱紀委員予備委員の選任について
 - (11) その他の件について

5 議事の経過及びその結果

司会者(表野真拡・金澤博志) 平成27年度群馬土地家屋調査士会第71回定時総会の司会を担当する総務部副部長の表野と理事の金澤である旨を述べ、開会のことばを佐藤副会長にお願いする。

開会のことば(佐藤副会長) 定刻になりましたので、ただ今より平成27年度第71回定時総会を開催する旨を述べる。

司会者 「土地家屋調査士倫理綱領」を唱和する。

司会者 「調査士の歌」を斉唱する。

司会者 次に会長挨拶を堀越会長にお願いする。

堀越会長挨拶(要旨)

平成27年度第71回定時総会を開催するにあたって、一言申し上げます。日頃は本会にご協力いただき、ありがとうございます。無事、本日を迎えることができました。今日の総会は役員選任も含めまして、皆様に審議していただくものが多数ありますので、よろしく願い申し上げます。

さて、今年は戦後70年の節目の年となります。土地家屋調査士法は昭和25年に制定され、不動産の表示に関する登記は昭和35年、台帳一元化法によって生じています。調査士は65年の歴史を持った資格となって



います。この間、不動産を取り巻く環境は大きく変化しており、戦後の復興から始まって、その後の経済復興、高度経済成長と右肩上がりでの不動産の需要は増え、人口も増えました。そして平成になり、バブルがはじけた後の経済不況が長らく続き、追い打ちをかけるように、少子高齢化、人口減少の時代が始まり、既に10年近くを経過しています。群馬県の人口は一時200万人を超えましたが、現在は197万人ぐらいで推移しています。今後、ますます人口が減って「少子高齢化」のその名のとおり、高齢化社会を迎えていくこととなります。現在、当会会員の平均年齢は59歳です。調査士に関しては、昨年・一昨年と調査士試験の合格者の平均年齢は39歳、受験者数に関しては過去、数万人が受けていたにもかかわらず、昨年は、5千人を割っています。

最近感じることは、我々調査士60年を超える歴史を持っているわけですが、国民に我々が必要とされてきたからこそ、この時代まで残っているということです。

境界立会ひとつ取ってもそうですが、不動産登記法のどこを見ても境界確認書を付けなさいという規定はありません。我々にしてみると任意添付書類です。しかし、全国17,000人の調査士が皆きちんと境界立会を行い、トラブルがないように業務を進めている。

改めて土地家屋調査士法、不動産登記法の目的を見ると、調査士法の目的は、「その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続きの円滑な実施に資し、もって不動産に関わる国民の権利の明

確化に寄与することを目的とする。」とされています。不動産登記法に関しましても同様で、「国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。」とされています。

我々の職務は国民の財産を守ることです。先ほど政連の大会がありました。その中で、空家対策特別措置法のことを触れられました。昨年秋にできた法律ですが、群馬県内では、既に空き家管理条例等を設けている自治体があります。今、その「空き家問題」というのが全国的にも大きな問題となっています。

また、地方に至っては耕作放棄農地や管理されていない山林境界などが問題となっています。

特に、空家対策に関しては法律ができたことで、これから予算措置が取られます。各市町村では、連絡協議会等を作り空き家対策の基本計画を練り、具体的にどのように進めていくかということについて議論する形になると思います。総務省と国交省による基本指針が2月に告示され、先ほど横田政連会長が触れられていましたが、我々、土地家屋調査士の名前もその基本指針の中にあります。

当会では、今年5月に県内の全市町村に対し空家対策特別措置法の関連で、「我々を是非活用してください。」とのお願いの文書を発信しました。

それを受けて、さらに政連の後押しも受けて、前橋市に関しては、既に建築住宅課の方から打診がきています。

法律ができたのが昨年、法律の施行が今年からとなりますから、これから各市町村は予算措置をすることとなります。その中で、我々の仲間が協議会の委員として活躍することもあると思います。

我々の業界のエゴを申し上げているわけではありません。

国民の財産を守るために、この法律はできていますし、そのために委員として皆さんの知見を活かしていただきたいと思います。もちろんボランティアとして仕事をやる訳ではありません。その後には空家実態調査や境界確定測量などの仕事も見込まれるかもしれません。

調査士の知名度が低いという話をよく耳にします。一般市民へのPRは個々の調査士自らが行わなければなりません。ただ、残念ながら現時点で、一般市民だけでなく、

官公署の方にも、なかなか理解していただけていないのが実情であると思います。

この空き家対策措置法への取り組み、さらに進めて、耕作放棄農地・山村境界への対応など、まだまだ我々が活躍する場は多数あります。

普段、皆さんが業務をしている中で、隣地所有者が不明で境界確定をどうしようと悩んでいる方もいらっしゃると思います。渡辺前会長の時にも連合会に対してその旨を申し上げています。また事務所形態に関しては、個人事務所の形態がいいのか、調査士法人の形式がいいのか、もしくは公嘱協会の形式がいいのか、さらには合同事務所のような形態がいいのか。時代がどんどん変化している中で、我々も、いろいろ考えて行かなければならないと思います。是非、今日の総会をその契機として、会員の皆様一人ひとりが、これからの調査士、今65歳を迎えた調査士制度ですが、これから50年、100年を見据えてどうしたらいいのか、考えていただいて、我々、執行部にもお知恵をいただければと思っています。突然の報告で驚かされている会員もいらっしゃると思います。空家対策措置法の関係で各市町村に発出した文書については、後日、全会員にお知らせしたいと思います。なお、理事の皆様、新支部長には、その旨は伝えてあります。

役員だけ、執行部だけがやっても限界があります。是非、会員の皆様のお力をお借りして、我々の存在を役所にも知っていただいて、さらには国民にも知っていただくようにしていきたいと思います。

節目の年ということで、だいぶ大上段の挨拶となってしまいました。これから2時間を超える長丁場となります。その後には式典の部もあります。今日の総会が滞りなく済みませう皆様のご協力をいただければと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

司会者 次に、議長選出について、議長は会則第45条の規定により総会に出席した会員の中より選任することになっている旨を述べ、その選出方法を語る。

『司会者一任の声』

司会者 司会者一任の声を確認し、前橋支部の宮崎正行会員と桐生支部の水出康雄会員の両名を指名する。

議長(宮崎正行・水出康雄) 議長就任の挨拶を述べる。

本日の総会は、会則第40条の規定に基づき開催され、第42条の規定による決議を必

要とする重要事項であることを述べ、慎重な審議をお願いする。

議長 議事に先立ち、議事録署名人2名と書記2名を指名する。

議事録署名人 伊勢崎支部 新井 清史
富岡支部 花岡 洋文
書記 前橋支部 石原 悟
高崎支部 塚越 仁

議長 続いて、本日の出席会員数を報告する。

会員の現在数 337名
出席者数 135名
委任状提出者数 129名

計264名である旨を報告する。



議長 「議事運営」等に関する説明をする。

議長 報告事項に入る旨を告げ、報告第1号『平成26年度会務並びに事業報告について』、報告第2号『群馬土地家屋調査士会館維持管理報告について』、報告第3号『群馬土地家屋調査士会諸規則等の一部改正について』、報告第4号『境界問題相談センターぐんまの運営について』、報告第5号『綱紀委員会からの報告について』及び報告第6号『会館建設関係の報告について』以上6件の執行部の説明を求める。

萩原総務部長 報告第1号『平成26年度会務並びに事業報告について』を議案書に基づいて説明する。

小井土委員長 報告第2号『群馬土地家屋調査士会館維持管理報告について』を議案書に基づいて説明する。

萩原総務部長 報告第3号『群馬土地家屋調査士会諸規則等の一部改正について』を議案書に基づいて説明する。

吉原センター長 報告第4号『境界問題相談センターぐんまの運営について』を議案書に基づいて説明する。

松本綱紀委員長 報告第5号『綱紀委員会からの報告について』説明する。

蟻川副委員長 報告第6号『会館建設関係の報告について』説明する。

議長 報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号、報告第6号について、執行部の報告が終了した旨を告げ、質疑等のある場合は、所属、氏名を告げ、質疑等は簡潔に要領よくまとめて発言するよう求める。

議長 質疑等もないようですので、これで報告事項は終了いたします。

続いて議事に入る旨を告げ、議案第1号『平成26年度収入支出決算承認について』執行部の説明を求める。

吉井財務部長 議案第1号『平成26年度収入支出決算承認について』を議案書に基づいて説明する。

議長 次に、監事の監査結果についての報告を求める。

監査報告(監事・鈴木 博) 監事を代表して監査の結果について、すべて正確適正に処理されてあったことを認める旨を報告する。

議長 議案第1号について執行部の説明並びに監事の監査結果の報告が終了した旨を告げ、異議なしの声を確認し、採決に入る。議案第1号について『賛成』の会員の挙手を求める。

挙手多数と認めます。よって議案第1号は、原案どおり可決承認された旨を告げる。

議長 議案第2号『平成27年度事業計画(案)について』及び議案第3号『平成27年度収入支出予算(案)について』は一括審議とし執行部の説明を求める。

各担当役員 議案第2号『平成27年度事業計画(案)について』を議案書に基づいて説明する。

吉井財務部長 議案第3号『平成27年度収入支出予算(案)について』を議案書に基づいて説明する。

議長 議案第2号、議案第3号について、執行部の説明が終了した旨を告げ、質疑等のある場合は、所属、氏名を告げ、質疑等は簡潔に要領よくまとめて発言するよう求める。

高崎支部 松本紀佳会員 折角、総会の機会なので、常日頃、私が考えていることを執行部にお伺いして、議案第2号及び3号について、賛成の立場で議論を深め討論に参加させていただければと考えている。質問の最初は、制度改革についての質問をさせていただく。総論的な質問ですが、調査士は土地境界調査の専門家である。調査測量に関する法律実務の専門家としての「位置付け」

と「権限」を明確にするための法改正を目指した具体的事業を執行することを予定していただけるでしょうか。理由は、調査士の将来というものをどうのものにしていくのかという点で、そうしたものをできるだけ事業計画の中に具体化して欲しい。つまり調査士制度は発足以来、依頼者が所有管理している土地調査を個別具体的に実施することで、その役割を十分に果たしてきたと認識している。他の、どの業種よりも正確かつ明確に登記及び地積測量図に反映してきたのがその事実である。そうした先人の実績を、より多くの国民の意識の中に、深い理解と一定の評価を求め、更なる調査士制度の普及と発展を目指すべきものではないかと考えている。そのため我が会としては、今、何をすることが、最も急務、且つ重要なものかを議論するのが執行部の役割ではないでしょうか。そのことについて、この場で、お答えできる範囲で説明願えればと思う。できれば連合会の状況なども併せて説明願えればありがたい。

柳澤副会長 松本会員からの含蓄のある質問に対し、群馬会が取り組んでいること、これから取り組まなければならないこと、を話し回答とさせていただきたい。土地家屋調査士、境界の専門家として先ほどの会長の話の中にもあったが、65年の歴史を数えている。この中で、幾たびの法改正もあり、それに対応しながら業務を行い、国民の信頼を勝ち得てきた。そして国民に信頼される資格として認知されてきたという事実はある。

まだまだ一般市民の方に土地家屋調査士の話をしても何をしているのか、なかなか理解してもらえない。これは一般市民もそうであるが行政庁においても同じような状況である。

先日、前橋市の建築住宅課から空家対策の件で会の方へお見えになったが、市の空家対策の取り組みで市民に「空き家利活用センター」ができる話をしたとき、「境界をはっきりさせたいが、どうしたらよいか」という問い合わせがあり、そのとき市の窓口でもどこに相談すればよいのかわからなくて困った、とのことであった。

我々の存在を市民の方へPRすることも大切であるが、それは範囲が広くて難しいところもある。

たとえば市民の方が土地の問題、空家問題で相談される窓口としては市役所窓口な

どが一般的であるため、行政に対して我々に存在をきちんと認識していただくための手だてが必要であると考えている。

その一つに6月に公開講座を計画している。これは空家対策特別措置法ができたことを受けて、連絡協議会の発足の話もある、これを一つの機会と捉えて、空家だけでなく管理放棄されてしまった不動産を「迷子の不動産」と総称して、皆さんと考えてみましょう、という公開講座を計画した。

公開講座ですから一般市民の方も参加いただけますが、むしろ行政の皆さんに参加願いたく、案内したいと考えている。

空き家は大変シンボリックでわかりやすいが、農地はさらに放棄が進んでいるでしょうし、山林は更に深刻な状況であると思う。こうした中で、様々な資源活用、不動産の利活用が、境界がはっきりしていないために手が付けられない事案がたくさんある。そうした事案に対し、我々、土地家屋調査士が境界の専門家として協力できることがあるのではないかと、いうことを行政の方に提言したい。

公開講座では、東京財団という政策提言をされる財団から吉原先生を講師に招き、管理放棄不動産と市民生活について講義をいただくこととしている。こうした事業を通じて、我々の存在を理解していただく。

それから、地道な取り組みではあるが、毎年、群馬県及び市町村の用地関連の職員が集まる研修会で講師を努めている。その中で、我々、土地家屋調査士が土地境界の専門家であることをアピールしている。

それから、連合会の取り組みであるが、ピンポイントで伝えるのは難しいが、そこに掲げてあるバナーの「境界紛争ゼロ宣言」は、昨年11月に日調連のシンポジウムで採択された宣言である。この中で、我々土地家屋調査士が目指す方向として境界紛争ゼロの世の中を目指しましょうということで、宣言された。

具体的にどういった事業をやっているのかというと、たとえば国土法19条5項。これは民間事業者が主体となって進める地籍調査とも言えます。民間が行った測量成果も一定の基準を満たせば、それを地籍調査とみて、法務局に「地図」として備え付けできるという事業である。全国でも何名かの我々の仲間が9条5項の指定を受けた地図作成を行っているという報告も受けている。昨年暮にオックスフォード大学のマイケル

教授が、今後10年以内に90%位の確率で消滅する職業の中に測量技術者とか地図製作技術者を上げています。

これはアメリカの報告であるから、そのまま日本に当てはまるとは考えにくいですが、いずれにしても、単に測量ができる、その位置を特定できデータが取得できるだけでは、確かに生き残るのは難しいのかなと思う。

今後、おそらく位置情報の取得は間違いなく簡便になってくる。我々に求められるものは得られた位置情報が国民の財産であり、筆界として認定できるかどうかの判断をこれから求められるのではないのかと考えている。

そうしたことを含めて、今後の、業務に活かして行きたい。公開講座等含めて、我々の存在を国民の皆さんになんとか知っていただき、我々はその境界の専門家であって、我々を利活用していただくことによって、国民の財産が守られるのだ、という理解がいただける活動をしてまいりたいと考えている。

高崎支部 松本紀佳会員 総務部所掌事項のうち「会館建設への対応」とあるが、用地取得が済んでいる状況を踏まえたら、「会館建設事業」として事業計画を独立させてはどうかお答え願いたい。調査士会館は、会員が集合し、調査士制度について、大いに語り合い議論・検討する場でもあるものと認識している。ですから会館建設事業は、建物を造ることではなく、会員のシンボルとなるようなものを造るにはどうしたらよいかを議論すること。それが会館建設事業であると思う。5年後10年後に、会館に集う会員・執行部のメンバーが、調査士制度のさらなる発展について、自由に語り合えるような場になることも期待できる。した



がって、会館建設事業は単に建物を造るのではなく、調査士制度そのものを議論する文化的な事業でもある訳である。できれば早急に、会館建設事業のビジョンを具体化するような組織を、つくることを検討していただければと思う。予算は、予備費から捻出していただくことでどうでしょう。

萩原総務部長 会館建設は会館建設委員会が主導的役割を果たしていることはご案内のとおりである。中島委員長はじめ総勢15名の委員が大変な努力をされており、土地の取得についても用地の選定から値段の交渉まで先導していただいている。

総務部としては委員会から会長あての報告書が提出され、それに基づき理事会の承認や地主との契約・決済、役所手続きの確認などを行っている。

現在、会館本体のことを委員会で審議していただいているが、指導的役割は委員会が果たしており、総務部はそのサポート役に徹している。そういう意味で会館建設への対応の記載をしている。

また、会館建設は、群馬の土地家屋調査士のよりどころとなり、会員の業務をサポートし、あるべき姿を模索し、調査士制度そのものをも変えていく議論を行う場として、また地域に貢献し、社会に調査士という職業人を浸透認知してもらうための情報発信の場としての活用など、考えられる。

これらのことについても、委員会において将来を展望した議論を行っていただき、判断していただき、実行をしていただくべく推移している。

引き続き、会館建設委員会には主導的役割を果たしていただきたいと思っている。

なお、新たな組織をとの指摘をいただいたが、会館建設委員会の方々には絶大な信頼を寄せているので、新たな組織をつくることは考えていない。

高崎支部 松本紀佳会員 一つだけお願いしたい。会館建設委員会には潤沢な予算を、款項目節流用してまでも捻出していただきたい。加えて建設委員会の方の尽力に期待します。

高崎支部 松本紀佳会員 業務部所掌事項のうち「土地家屋調査士業務に関する調査研究」とあるが、調査士制度改革に直結するような事業として「今まで」どんなことをしてきたのか、「今」こういうことを目指しているんだ、で、これからの調査士制度を考えて、このような調査研究をやるんだと、そういう意気込みがこの文字の中から少し

太文字で書いていただくといいかなと思った。

できれば今年度中に無理かもしれないが、執行部の任期は2年間あるので、その範囲の中で「調査士制度改革研究委員会(仮称)」のようなものを立ち上げて、そこでも会館建設に目指したものを提言していただくこともあると思う。

予算は、業務部・研修部・調査研究費等から捻出するのはいかがでしょうか。

蟻川業務部長 土地家屋調査士業務に関する調査研究の内容であるが、業務に係わる全体の課題の調査研究を行っていて、その成果が研修会であると考えていただきたい。

過去に行った主な研修会としては、いくつかピックアップすると、報酬額に関する研修会、筆界特定制度に関する研修会、それから法務省所管業務における個人情報保護に関するガイドライン、境界と公図についての問題点等々の研修会を行った。

今後、どのような調査研究会をしていくのかについては、先ほど平成27年度事業計画(案)で報告した事業の研究を行って行きたいと思っている。

特に、今後、ますます増えるであろう境界立会いにおける隣接地の所有者不明土地についての対応が大きな研究課題になると考えている。

また、私たちの業務に密接に絡んでくる法律、たとえば都市計画法、建築基準法、農地法等についても専門家を呼んで研究したいと思っている。

それから「業務相談研究委員会」を改めて「業務研究委員会」として業務研究に意欲のある、できれば若い会員の中から何人か委員になっていただき、他会の研修会に積極的に参加していただいて、参考になる点を群馬会に取り入れて行くことを考えている。

最後に、どのような目的で行っているかということについては、土地家屋調査士倫理綱領に「専門分野の知識と技術の向上を図る」と規定されているとおりである。

私たちの業務は技術者であり、法律家である。法に縛られ、法に守られ、法律の下に業務が成り立っている訳ですから、調査士として共通した知識及び技術の研鑽をして行かなければならないと考えており、その調査研究に励んで行きたいと思っている。

高崎支部 松本紀佳会員 研修部所掌事項のうち「会員研修会の開催」とあるが、業務部所

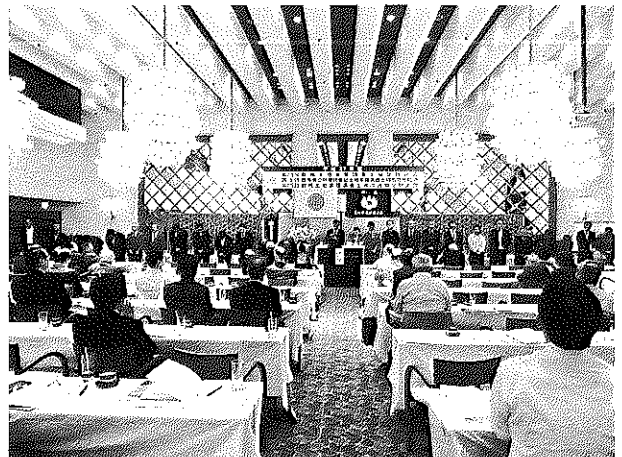
掌事項として「法第25条2項に関する研究」を踏まえた調査研究をし、その成果について、業務部と連携した研修をする予定はあるかお答え願いたい。制度改革を目指した資料を作成のため「法25条2項に関する研究」を専門とする委員会をつくることを検討していただけるでしょうか。前の質問と関連しますが、専門委員会で調査研究した結果を、報告書にまとめ、会員研修をするようなことも併せて検討していただけるでしょうか。この予算も、前の質問と同様です。

戸所研修部長 調査士法第25条2項に関する項目、これは「地域の慣習」を指しています。特にこの作業は、毎年、業務部の事業計画に謳ってある。しかし25条2項の研究に特化した研修会は群馬会では行っていない。

これについての群馬会で調査した内容は、平成17年の不動産登記法の改正に伴い、筆界特定制度が導入されている。これに先立ち平成15年に日調連から各単位会に25条2項による地域の慣習について研究したものを報告するよう通知があり、報告している。内容的には明治における地租改正作業の実態と作業内容について、調査したものを報告している。この内容は当時の役員が、文書館、図書館等に出向き群馬会における地租改正作業の資料調査を行っている。

特に、筆界特定制度の運用にあたっては、「旧土地台帳付属地図の扱い」についてが、重要なものとなっている。各地方の地租改正作業は、全国一律ではありません。特に、群馬県では、台帳付属地図は600分の1、1200分の1の縮尺であるが、岐阜県では500分の1である。

このように一例をあげると地域によって、その地図の扱いも変わっているし、その作業内容も変わっている。これにあわせて地域の慣習としての、調査研究という項目が



位置づけられているのだと思う。

研修部としても業務部と連携し、今年度、新たな執行部において理事会等にこの問題については語りたいと思う。

また、平成17年度以降の不動産登記法の改正以後、日調連主催の関東ブロック新人研修会は、この筆界確認の実務について、公図等の地図の沿革、地図の見方等について、約2時間の研修を行っている。この部分において25条2項の講義を行っている。なお、日調連主催の関東ブロック新人研修会で当会の柳澤副会長が講師を行っていることを付け加えさせていただく。

高崎支部 松本紀佳会員 最後の質問です。できれば会長にお答え願いたい。毎年、事業計画が出てくる訳であるが、今年度の事業計画の全体像からみて、5年後、10年後、土地家屋調査士は、どのような仕事をしているのか、若干、この中からは想像するのは難しいかなという感じがしている。私のような年配者とはもかく、若い世代の人達の先を考えて、しっかり制度を堅持していくのが執行部の姿勢ではないかと考えている。そこで総会議案書の事業計画に来年度で結構であるが会長のロマンを数行でも結構であるので、前文を作って欲しいと考えている。そして、調査士制度改革に関する事業を第1番目に謳っていただき、それを具体的に達成するために、いくつかの事業をやる、それを総務部がやる、研修部がやる、業務部がやるといったような、事業の具体化した内容を、できれば羅列・整理していただけるような事業計画ができればと思う。そういったことについて締めの質問であり、会長にお答え願いたい。

堀越会長 松本会員から、非常に有益で、かつ重い質問を受けて昨日から悩んでいた。

新人研修会などで「温故知新」という言葉を、今改めて使わせてもらっている。

本来の意味の温故知新ではありません。我々の仕事というのは、古きをたずねて新しきを知って、国民の財産を守る仕事だと思ふ。

測量技術に関しては、釈迦に説法かもしれませんが、どんどん変わってきている。

平板測量だったものがTS測量になって、さらにGPS、近い将来は3Dスキャナーの機械を置いておけば全部図面ができてしまうかもしれません。

場合によっては携帯スマホの類い、それをそこに置けば、1センチの誤差でポイン

トが出せるような、そんな技術も開発されようとしている。

測ることはどんどん楽になっていく。ただ、測った場所の中のどこが国民の財産なのかを示すことができるのが、我々の資格なのだと思う。

そのためには過去のことも勉強しなければならない。30年前の測量図はどう作られたのか。50年前の公図はどう作られたのか。さらに言えば100年前の地租改正の時の公図はどう作られたのか。

また、現地の状況をいろいろ加味した上で我々は、境界を国民に提案させていただいている。そこら辺を、ますます磨いて行くことによって国民から信頼される資格者でありうるのかなと思う。

調査士制度は他国にはありません。登記制度を持っている近くの国を探せば、台湾・韓国にも不動産登記制度はある。しかし調査士制度はありません。

日本だけは戦争に負けて、国税から地方税に移るときに土地台帳、家屋台帳、登記制度、この辺の仕組みがガラッと変わってしまった。その隘路で生まれてきたのが我々の資格です。

たとえば台湾や韓国では境界線を誰が決めるのかといえば、日本でいう国土地理院みたいな役人が筆界（境）を決め、使える範囲はお互いの話合いで、というように役所が決めている。日本はシャープ勧告の関係で土地に関する税制が、国税と地方税の大きな変更がなされている。そのような背景の中で、われわれの資格が生まれている。

昭和25年と冒頭の挨拶で申し上げた、戦争が終わって5年も経たない中、まだ、今みたいに新幹線もない中、長野の先輩たちが足繁く東京に通って、我々の制度の礎を作ってくれた。さらに、その後65年間、我々の先輩がそれを脈々と受け継いで、今の地位に至っている。

先ほど松本会員から平成13年に地域の慣習云々の話があった。当時、連合会西本会長の時に調査士の行く末が議論された中で、「境界の専門家」という選択肢があり、そこへ向けて舵を切った。境界の専門家である以上、地域の慣習がわかっていなければできない、ということになった。

さらにその後、新たなる「境界確定制度」として、従来の境界確定訴訟に変わる新しい仕組みが作られるという動きがあった。残念ながら当時、他業種、特に弁護士から

強い反対があったらしく、筆界特定制度という形で落ち着いている。

我々が境界の専門家としてこれから生き残って行くためには、一度、筆界特定制度に格下げとなって境界の確定制度を、改めて「新たな境界確定制度」みたいな形に格上げをすることにより、さらにそれに係わる資格者として活動していくことによって、生き残れるのかなと思う。また「境界」だけがすべてではない。

不動産登記法は不動産に関する国民の権利の範囲を明らかにして、それを守ることになっている。我々の仲間の中には、地積測量図を、単に面積を出した測量図ではなく「権利図」であり、国民が持っている権利の範囲を明確にしたものなのだ、そういう考えを持って、やっている会員もいる。群馬会としては新しい会館ができた時に、そこを拠点として、たとえば資料センター的なものを作りたいとか考えている。たとえば他会では地図情報システム(GIS)を使って、境界立ち会い情報を公開している会などもある。また、官民立ち会い業務そのものを、「公嘱協会」が受託して、役所のアウトソーシングとして境界立会業務をしている会などもある。そういうものを、さらに研究させていただき、5年後も10年後も生き残れる資格者でありたいと思っています。

高崎支部 松本紀佳会員 会場の皆さんには、私ごとの質問で長時間にわたり拘束してしまい申し訳なかった。会長から勇気ある答弁をいただいたので調査士として、もう少し頑張っていきたいと思う。どうもありがとうございました。

議 長 他に意見がないか諮る。異議なしの声を確認し、採決に入る。議案第2号、議案第3号について『賛成』の会員の挙手を求める。挙手多数と認めます。よって議案第2号、議案第3号は、原案どおり可決承認された旨を告げる。

議 長 続いて、議案第4号『役員及び綱紀委員、綱紀委員予備委員の選任について』執行部の説明を求める。

萩原総務部長 任期満了に伴う役員等の選任については、会則第31条第1項及び第48条第5項の規定により、会員の中から総会で選任すると定められております。

役員を選任数は、平成27年4月23日の理事会において決定され、調査士会へ告示するとともに選挙管理委員会へ通知し、平成

27年4月28日の役員立候補届出の受理状況は、若林選挙管理委員長より報告していただきます。と説明する。

議 長 若林選挙管理委員長を指名し、説明を求める。

若林選挙管理委員長 役員選挙の告示並びに立候補の届出経過を説明し、会長1名、副会長2名、理事17名、監事3名、及び綱紀委員8名の届出があり、会長については、定数と同数により、役員選任規則第24条に基づき、当選人となったことを報告する。

議 長 役員等立候補の届出の状況は、ただ今、若林選挙管理委員長の報告のとおり、会長につきましては、候補者と定数が同数であります。よって、役員選任規則第11条により、届出のありました前橋支部 堀越義幸氏が当選人となる旨を告げ、役員選任規則第2条第3項により「副会長の内、1名は選出された会長が、会員の中から指名することとなっている旨を述べ堀越新会長に指名を求める。

堀越新会長 高崎支部の佐藤栄二会員を指名する。

議 長 堀越新会長より指名された高崎支部の佐藤栄二会員へ承諾を求め、確認をした後、副会長、理事等の役員を選考を行う旨を告げる。

議 長 選考委員会を開催するに先立ち、選考委員の氏名を読み上げる。

前橋支部 石原 悟 笹澤安彦
新井孝男

伊勢崎支部 古澤 亮 徳江正幸

桐生支部 石田敏夫 吉原敏紀

太田支部 前原雅宏 和田喜由

高崎支部 清水雅彦 須永 進

金井安弘

富岡支部 花岡洋文 中島重剛

沼田支部 阿部明彦 栗原宗博

吾妻支部 本多信義 古藤充昭

渋川支部 清水敏晶 松井正夫

館林支部 吉田威史 鳥羽正人

議 長 ただちに選考委員会を別室「南ちゃ屋」で開催する旨を述べ、議事を暫時休憩する旨を告げる。

議 長 議事を再開する。

役員等の選考結果等を発表する。

会 長 堀越義幸

副 会 長 佐藤栄二 吉井丈敏

齋藤清久

理 事 戸所 広 須藤 仁

鈴木健太 霜田雅行

吉野典房 中村勝美

	吉野清明	北川拓夫
	萩原澄之	長谷川浩
	高木哲雄	表野真拡
	小井土努	柳澤尚幸
	蟻川 元	平沢光芳
監 事	江原利夫	山本 豊
	茂木義行	
網紀委員	赤石曉一郎	吉田 勤
	須永重紀	齋藤 勝
	安濟善三	中村明夫
	山口郁夫	
網紀委員予備委員		
	森下 進	福田 保

議 長 会員の拍手を以って承認を求める。
拍手多数。
続いて議長より、選任された会長、副会長、理事、監事等役員について、就任を承諾する旨を確認する。新役員全員起立答礼、就任を承諾する。

堀越新会長就任挨拶 先ほどの選考委員会で新執行部の面々が明らかになりました。これから一期2年間、どうぞよろしくお願ひします。



議 長 続いて、議案第5号『その他の件について』執行部の説明を求める。

堀越新会長 名誉会長の委嘱について、横田今朝夫氏に委嘱したい旨を説明する。

議 長 それでは、横田今朝夫氏の名誉会長の委嘱について、『承認』の会員の拍手を求める。
拍手多数と認め、承認された旨を告げる。
その他の件について、終了することを執行部へ確認する。

議 長 以上で、本日の議事が全部終了した旨を告げ、議長を退席する。

司会者 議長退席について、会員の拍手を求める。

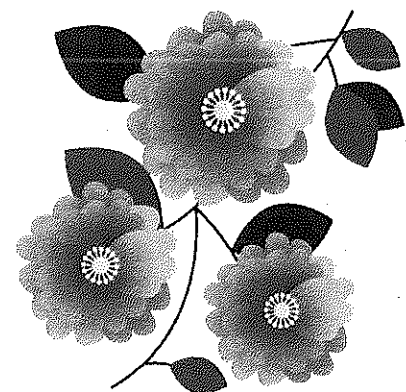
司会者 閉会のことばを齋藤副会長にお願いする。

閉会のことば(齋藤副会長) 会員の議事運営についての協力を感謝すると共に、本総会が

全部終了したことを述べ、閉会を宣した。
以上、決議を明確にするため、議長及び議事録署名人これに記名押印する。

平成27年5月22日

議 長	宮 崎 正 行
議 長	水 出 康 雄
議事録署名人	新 井 清 史
議事録署名人	花 岡 洋 文



祝 辞

前橋地方法務局長

白石 武



平成27年度群馬土地家屋調査士会並びに公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の定時総会開催に当たり、一言お祝いを申し上げます。

皆様方には、日頃から、不動産の表示に関する登記事務の適正かつ円滑な運営に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、ただ今は、長年にわたり土地家屋調査士業務に従事され、その功績が顕著な皆様に対して表彰が行われました。

表彰を受けられました皆様に心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも、健康に御留意され、なお一層の御活躍を御期待申し上げます。

表示登記制度は今年で創設55周年に当たりますが、土地家屋調査士制度は、これより長く今年7月で65周年を迎えます。

この間、測量及び表示登記の専門家として、地域住民に深く浸透し、確固たる地位を築いております。

これは、貴会の役員及び会員の皆様のたゆまぬ御努力のたまものであり、心から敬意を表する次第です。

さて、東日本大震災の発生から4年余りが経過しましたが、被災地はいまだ復興の途上にあります。

貴会におかれましては、震災の発生直後から、被災者に対する無料相談など、被災地の支援に積極的に取り組んでいただきましたが、今後復興が加速するに伴い、地図の修正や登記事件処理において、その専門的知見や能力を遺憾なく発揮していただきますよう、お願い申し上げます。

次に、登記所備付地図整備作業についてです。

法務局では、土地家屋調査士の皆様の業務に関わりのある表示登記の充実・強化につきまして、本年度も重点的に取り組んでまいります。

特に最重要課題として取り組んでいる登記所備付地図作成作業は、貴協会に委託し、高崎市台町、請地町、住吉町及び末広町において実施しており、現在、2年目作業として計画どおりに現地測量が終了し、一筆地立会いの準備が進められております。

また、制度の発足から10年目に入る筆界特定制度につきましては、制度の定着に伴い、年々利用実績が上がってきておりますが、更なる利用促進のためには、事件を適正・迅速に処理し、利用者である国民の信頼と期待に応えていく必要があると考えております。

今後とも、これらの業務を円滑に実施していくに当たりまして、貴会や筆界調査委員との緊密な連携について、特段の御協力をお願いいたします。

次に、登記申請のオンライン利用促進についてです。

昨年4月1日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」が決定されました。

この改善方針は、申請や届出等の行政手続について、オンライン利用の利便性を向上し、行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的として決定されたもので、法務局関係では、不動産登記申請等5手続が改善促進手続として掲げられ、更なる利便性の向上とオンライン利用の拡充・定着に取り組むものとされており、平成28年度末時点のオンライン利用率を69パーセントとする高い数値目標が設定されています。

当局管内の平成26年の不動産登記申請のオンライン利用率は、全国平均が37.9パーセントのところ、42.2パーセントと高い状況にあります。これは東京ブロック11局の中では静岡局、宇都宮局、長野局に次いで4番目の高さで全国的にも上位に位置します。

会員の皆様の積極的なオンライン利用に対しまして、厚く御礼申し上げます。

今後ともオンライン申請のより一層の利用促進に引き続き御協力をお願い申し上げます。

最後に、「全国一斉！法務局休日相談所」についてです。

これは、全国の全ての法務局・地方法務局において、統一した休日に相談所を開設し、平日に法務局を利用できない方々への行政サービス向上を目的とするもので、昨年度は、10月5日・日曜日に実施し、当局では、前橋市内及び高崎市内の2会場で相談所を開設しました。

その結果、延べ150名の相談者が来場され、登記申請手続や境界問題等、昨年度を大きく上回る246件の相談が寄せられました。これは、1会場当たりの平均の相談件数としては全国で最も多い相談件数でした。多くの相談者から感謝の言葉をいただくなど、所期の目的を十分達成することができました。

貴会からは、業務御多忙の中、相談員として9名もの会員を派遣していただき、厚く御礼申し上げます。

本年度におきましても、10月4日（日）に昨年度と同様に前橋市内及び高崎市内の2会場で休日相談所を開設する予定ですので、御理解と御協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、群馬土地家屋調査士会並びに公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の更なる御発展と御参集の皆様方のますますの御健勝を祈念いたしまして、私の祝辞とさせていただきます。

会務報告

平成27年1月24日～8月18日

月	日	用 務	開催場所	出席者
1	28	社労務士会新年賀詞交歓会 センター 受付面談 センター 第7回運営小委員会 センター 第5回運営委員会	アパールコート ラシーネ 調査士会 調査士会 調査士会	佐藤副会長 相談員2名 吉原センター長他5名 吉原センター長他6名(弁護士含む)
	30	法務局との事務打合せ会	法務局	堀越会長他3名
	31	センターちば研修会	千葉会	豊岡副センター長他2名
2	4	センター 受付面談	調査士会	相談員2名
	5	埼玉会 第2回会員業務研修会	さいたま市民会館おおみや	萩原常任理事
	6	第10回特別研修〔基礎研修〕～8日まで	調査士会	受講者10名他協力員4名
	10	登録証交付式(館林:山下 修会員)	調査士会	堀越会長他2名
	14	山梨会 市川哲郎氏黄綬褒章受章祝賀会	常磐ホテル	堀越会長他1名
	16	高崎支部 豊岡弘会員ご母堂様告別式参列	さくらホール	堀越会長
	18	センター 受付面談 センター 期日相談 センター 面談後の対応についての打合せ	調査士会 調査士会 調査士会	相談員2名 相談員3名(弁護士含む) 吉原センター長他3名
	19	会員業務執行について	調査士会	佐藤副会長他3名
	20	会館:設計管理者選定説明会 高崎支部 柳澤尚幸会員ご母堂様通夜参列	調査士会 しもにた聖苑	中島委員長他6名 堀越会長
	21	前橋支部 小林大栄会員ご尊父様通夜参列	JAあがつまメモリアルホール	齋藤副会長
	24	神奈川会 第2回会員・一般研修会	藤沢市民会館	蟻川常任理事
	25	センター 事務打合せ会	調査士会	吉原センター長他2名
	26	平成26年度新入会員研修会 群馬県士業協議会定例会	調査士会 アパールコート ラシーネ	堀越会長他9名(受講者20名) 堀越会長他2名
	3	4	登録証交付式 (伊勢崎:新野見英明会員、高崎:大辻賢治会員) 第11回常任理事会 常任理事会及びセンター運営委員会との打合せ会 センター 相談結果について打合せ	調査士会 調査士会 調査士会 調査士会
6		センター 第2回期日調停	調査士会	豊岡副センター長他3名(弁護士含む)
7		埼玉会 関根一三氏黄綬褒章受章祝賀会	ホテルグランドパレス	堀越会長他4名
13		第10回特別研修〔集合研修・総合講義〕～15日まで	東京会	受講者9名、柳澤副会長
14		地籍問題研究会 第12回定例研究会	中央工学校	小井土常任理事
16		登録証交付式(前橋:須藤千佳子会員) 館林支部 小林貞夫会員ご母堂様通夜参列	調査士会 JAポート板倉	堀越会長他2名 佐藤副会長
17		関パロ 第3回会長会議	東京会	堀越会長
18		センター 受付面談	調査士会	相談員3名
19		日調連研究所 平成25～26年度研究報告会 会員業務執行について	連合会 現地	堀越会長他2名 佐藤副会長
20		会館:設計管理者選定検討会 センター 役場との打合せ会	調査士会 榛東村役場	中島委員長他6名 豊岡副センター長他1名

月	日	用 務	開催場所	出席者
3	25	センター 受付面談	調査士会	相談員2名
		センター 第8回運営小委員会	調査士会	吉原センター長他4名
		センター 第6回運営委員会	調査士会	吉原センター長他8名(弁護士含む)
	26	第3回支部再編等検討会議	調査士会	井上委員長他11名
		第12回常任理事会	調査士会	堀越会長他9名
	30	会員業務執行について	調査士会	佐藤副会長他2名
	31	佐藤前橋地方法務局長退任挨拶のため来館	調査士会	佐藤副会長、黒澤理事長他3名
4	1	センター 受付面談	調査士会	相談員3名
	3	富岡支部総会	甘楽ふるさと館	佐藤副会長、小井土常任理事
	4	第10回特別研修 [考査]	日本教育会館	協力員：柳澤副会長
	6	マイナンバー制度セミナー	県産業技術センター	表野副部長、城事務局長
	7	第1回選挙管理委員会	調査士会	堀越会長他8名
		公開講座実施に伴う協会との事前打合せ会	調査士会	堀越会長他2名、黒澤理事長他2名
		第1回常任理事会	調査士会	堀越会長他9名
	8	会員の業務執行について	調査士会	佐藤副会長他2名
	10	前橋地方法務局佐藤新局長着任による表敬訪問	法務局	堀越会長他3名
	11	高崎支部総会	高崎ビューホテル	堀越会長
	15	関ﾌﾟﾛ 第1回会長会議及び連合会役員選考会議	東京会	堀越会長
	16	館林支部総会	ジョイハウス	齋藤副会長、萩原常任理事
	17	吾妻支部総会	草津温泉 ホテルイレッツ	堀越会長
		沼田支部総会	ホテル ベラヴィータ	佐藤副会長、表野副部長
		前橋支部総会	前橋プラザ元気21	齋藤副会長
		渋川支部総会	アネリ渋川	吉井常任理事
		太田支部総会	太田カウリゾートホテル	柳澤副会長、蟻川常任理事
	20	平成27年度第1回監査会	調査士会	監事3名他
		弁護士会 役員就任披露宴	群馬ロイヤルホテル	堀越会長、豊岡副センター長
	22	センター 期日相談後の打合せ	調査士会	中村運営委員他1名
	23	第2回常任理事会	調査士会	堀越会長他9名
		第1回理事会	調査士会	堀越会長他20名
	24	伊勢崎支部総会	旅館さくらい	堀越会長、蟻川常任理事
	公開講座実施に伴う講師派遣依頼	群馬県	柳澤副会長、戸所常任理事他1名	
	桐生支部総会	道楽園	柳澤副会長、戸所常任理事	
28	選管:役員等立候補者届出受理日	調査士会	若林選挙管理委員他6名	
5	7	関ﾌﾟﾛ 第1回正副会長会議・監査会	千葉会	堀越会長
	8	前橋市住宅課担当者来館	調査士会	堀越会長他3名
		登録証交付式(高崎：三ツ木雅俊会員)	調査士会	堀越会長他2名
	12	法務局との打合せ会(オンライン申請)	調査士会	堀越会長他3名
		平成27年度：第1回定時総会事前打合せ会	調査士会	堀越会長会長他12名
		第1回支部長会議	調査士会	堀越会長他18名
	13	センター 受付面談	調査士会	相談員3名

月	日	用 務	開催場所	出席者	
5	14	埼玉会定時総会	清水園	佐藤副会長	
	15	センター 合意調書作成に伴う打合せ	たかさき法律事務所	相談員2名(弁護士含む)	
	19	群測協会通常総会	アニバーサリーコート ラシーネ	萩原常任理事	
	20	社労士会通常総会	前橋ホテル	吉井常任理事	
	21	第2回定時総会事前打合せ会	調査士会	堀越会長他9名	
		総務省 富岡甘楽行政相談フェア	富岡市生涯学習センター	武藤富岡副支部長	
	22	群馬会第71回定時総会 本会・協会合同式典 群馬県公嘱協会第3回定時総会 群馬政治連盟第15回定時大会	} 群馬ロイヤルホテル	出席者 264名	
	26	登録証交付式 (前橋:南雲久嘉会員、高崎:大辻賢治会員)		調査士会	堀越会長他2名
	27	新潟会定時総会		オークホテル新潟	堀越会長
		栃木会定時総会		りんどう湖ロイヤルホテル	齋藤副会長
		行政書士会定時総会	前橋商工会議所	蟻川常任理事	
	28	茨城会定時総会	ホテルレイクビュー水戸	齋藤副会長	
		神奈川会定時総会	ロイヤルホールヨコハマ	柳澤副会長	
		千葉会定時総会	京成ホテルミラマレ	佐藤副会長	
		建築士事務所協会定時総会	アニバーサリーコートラシーネ	戸所常任理事	
		総務省 藤岡一日合同行政相談所	藤岡市民ホール	清水高崎副支部長	
	29	前橋支部伊藤勝太郎会員葬儀参列	前橋メモリアルホール	齋藤副会長	
		東京会定時総会	東天紅	柳澤副会長	
		長野会定時総会	ホテル圓山荘	堀越会長	
		会館:第3回打合せ会	調査士会	中島委員長他5名	
	30	司法書士会定時総会	司法書士会館	堀越会長	
	6	3	センター 受付面談	調査士会	相談員2名
			センター 第1回運営小委員会	調査士会	豊岡センター長他8名
			センター 第1回運営委員会	調査士会	豊岡センター長他10名(弁護士含む)
		4	関プラ 第2回会長会議	東京会	堀越会長
		9	第1回綱紀委員会	調査士会	堀越会長他10名
			第3回理事会	調査士会	堀越会長他22名
			第3回常任理事会	調査士会	堀越会長他9名
		11	登録証交付式 (渋川:眞下広司会員、高崎:根岸 強会員)	調査士会	堀越会長他2名
		16	日調連 第72回定時総会(1泊)	東京ドームホテル	堀越会長他10名
19		群馬県用地事務職員研修事前打合せ会	群馬県庁	齋藤副会長他3名	
23	会館:第4回打合せ会	調査士会	中島委員長他4名		
26	平成27年度 公開講座	J Aビル	参加者284名		
7	2	群馬県用地事務研修 会員の業務執行についてお伺い	群馬県庁 調査士会	講師:柳澤研修担当理事他 佐藤副会長、萩原常任理事	
	3	センター 調停合意調書締結	調査士会	豊岡センター長他2名(弁護士含む)	
		センター 全国一斉表示登記無料相談会事前打合せ	調査士会	豊岡センター長他2名	

月	日	用 務	開催場所	出席者
7	10	前橋市建築住宅課担当者との打合せ会	調査士会	齋藤副会長、石原前橋支部長
	12	関ﾌﾟﾛ 第61回定例総会(1泊)	りんどう湖ﾛｲﾔﾙﾎﾃﾙ	堀越会長他10名
	13	税理士会定期総会	高崎ﾋﾞｼﾞﾈｽﾎﾃﾙ	小井土常任理事
	15	センター 受付面談	調査士会	相談員3名
	17	登録証交付式(高崎:・田耕二会員)	調査士会	堀越会長他2名
		第4回常任理事会	調査士会	堀越会長他9名
	22	関ﾌﾟﾛ 第1回研修委員会	東京会	堀越会長、戸所常任理事 講師:柳澤理事
	25	地籍問題研究会第13回定例研究会	明海大学浦安キャンパス	堀越会長他2名
	28	名誉顧問就任依頼4議員事務所訪問	伊勢崎市他	堀越会長他3名
	29	センター 第2回運営小委員会	調査士会	豊岡センター長他6名
		センター 第2回運営委員会	調査士会	豊岡センター長他9名(弁護士含む)
	関ﾌﾟﾛ 群馬大会事前打合せ会	調査士会	齋藤副会長他2名	
8	1	全国一斉 不動産表示登記無料相談会	調査士会	豊岡センター長他9名
	6	高崎支部矢口正郎会員ご令室様葬儀参列 会員の業務執行について	さくらホール 調査士会	堀越会長 佐藤副会長、萩原常任理事
	10	衆議院議員 井野俊郎氏へ名誉顧問委嘱状交付	井野俊郎事務所	堀越会長、新井伊勢崎支部長
	17	衆議院議員 宮崎岳志氏へ名誉顧問委嘱状交付	宮崎岳志事務所	堀越会長、齋藤幹事長

会議報告

平成27年1月24日～8月18日

会議名	開催日時・会議内容等
【本会】	
相談センター 第7回運営小委員会	平成27年1月28日(水) 15:00～ 調査士会 議 題 (1)本会との打合せについて (2)相談・調停案件の検討について (3)その他 出席者 横田顧問、吉原センター長、豊岡副センター長、中村・矢口・山口・戸所各運営委員
相談センター 第5回運営委員会	平成27年1月28日(水) 17:00～ 調査士会 議 題 (1)相談・調停案件の検討について (2)その他 出席者 [弁護士] 湯澤副センター長、天田・栗原各運営委員 [調査士] 横田顧問、吉原センター長、豊岡副センター長、中村・矢口・山口・戸所各運営委員
会館建設に関する設計監理者選定 説明会の事前打合せ会	平成27年2月20日(金) 13:30～ 調査士会 議 題 (1)説明会内容の確認について (2)その他 出席者 中島委員長、矢口・蟻川各副委員長、豊岡・平沢・戸所各委員 吉井常任理事

会議名	開催日時・会議内容等
第11回常任理事会	平成27年3月4日(水) 10:30～ 調査士会 議 題 (1)今後の事業執行について (2)平成27年度定時総会(5月22日)について ①提出議題について ②役員改選に伴う選挙管理委員の選任について (3)来年度予算の検討について (4)連合会長表彰候補者(3名)について (5)その他
	出席者 堀越会長、佐藤・齋藤・柳澤各副会長、萩原・吉井・蟻川・戸所・小井土各常任理事、表野副部長
常任理事会及びセンター運営委員との打合せ会	平成27年3月4日(水) 15:00～ 調査士会 議 題 (1)ADR法に基づく法務大臣の認証取得について (2)運営委員の退任に伴う補充及び増員等の選任について (3)センターの来年度予算の検討について (4)センターの研修会について (5)その他
	出席者〔本会〕堀越会長、佐藤・齋藤・柳澤各副会長、萩原・吉井・蟻川・小井土各常任理事、表野副部長 〔センター〕吉原センター長、豊岡副センター長、中村・山口・戸所各運営委員 横田顧問
相談センター 第8回運営小委員会	平成27年3月25日(水) 15:00～ 調査士会 議 題 (1)センター規則の見直しについて (2)運営委員の選任について (3)その他 ①相談・調停案件の検討について
	出席者 吉原センター長、豊岡副センター長、中村・山口・戸所各運営委員
相談センター 第6回運営委員会	平成27年3月25日(水) 17:00～ 調査士会 議 題 (1)センター規則の見直しについて (2)運営委員の選任について (3)その他 ①相談・調停案件の検討について
	出席者〔弁護士〕湯澤副センター長、天田・栗原各運営委員 〔調査士〕吉原センター長、豊岡副センター長、中村・山口・戸所各運営委員
第3回支部再編等検討委員会	平成27年3月26日(木) 10:30～ 調査士会 議 題 (1)今までの経過確認について (2)検討事項の集約報告について (3)各支部の状況について (4)委員会の活動について (5)会長答申について (6)答申内容(案)について (7)その他
	出席者 (富岡)井上委員長、(太田)五十木・佐藤各副委員長、(前橋)加藤・(伊勢崎)石原・(高崎)表野・(沼田)高橋・(吾妻)古藤・(渋川)篠原各委員、(桐生)松嶋支部長、萩原・森下各委員
第12回常任理事会	平成27年3月26日(木) 13:30～ 調査士会 議 題 (1)支部総会の対応について (2)平成27年度事業計画等の確認について (3)その他
	出席者 堀越会長、佐藤・齋藤・柳澤各副会長、萩原・吉井・蟻川・戸所・小井土各常任理事、表野副部長

会議名	開催日時・会議内容等
公開講座開催に伴う 協会との事前打合せ	平成27年4月7日(火) 13:00～ 調査士会 議 題 (1)シンポジウムの進め方について (2)その他 出席者〔本会〕堀越会長、柳澤副会長、戸所常任理事 〔協会〕黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長
第1回選挙管理委員会	平成27年4月7日(火) 13:30～ 調査士会 議 題 (1)選挙管理委員の任命について (2)正・副委員長の互選について (2)選挙管理委員業務の打合せについて (3)その他 出席者 堀越会長、若林委員長、加藤副委員長、中島・藤掛・木村・ 高橋各委員、佐藤副会長、萩原常任理事
第1回常任理事会	平成27年4月7日(火) 14:30～ 調査士会 議 題 (1)支部総会の説明資料について (2)平成27年度事業計画等の確認について (3)その他 出席者 堀越会長、佐藤・齋藤・柳澤各副会長、萩原・吉井・蟻川・戸所・ 小井土各常任理事、表野副部長
第2回常任理事会	平成27年4月23日(木) 10:30～ 調査士会 議 題 (1)平成27年度定時総会提出議案の確認及び理事会の対応について (2)その他 出席者 堀越会長、佐藤・齋藤・柳澤各副会長、萩原・吉井・蟻川・戸所・ 小井土各常任理事、表野副部長
第1回理事会	平成27年4月23日(木) 13:30～ 調査士会 議 題 (1)平成27年度定時総会提出議案について (2)その他 出席者 堀越会長、佐藤・齋藤・柳澤各副会長、萩原・吉井・蟻川・戸所・ 小井土各常任理事、表野副部長、金澤・深澤・北村・前原・須藤・ 森下・平沢・清水・齋藤・並木各理事、茂木監事
第1回定時総会事前打合せ	平成27年5月12日(火) 13:30～ 調査士会 議 題 (1)定時総会の議長候補予定者及び司会者との打合せについて (2)その他 出席者 堀越会長、佐藤・齋藤・柳澤各副会長、萩原・吉井・蟻川・戸所・ 小井土各常任理事、表野副部長、金澤理事 議長候補予定者：宮崎正行・水出康雄各会員
第1回支部長会議	平成27年5月12日(火) 15:30～ 調査士会 議 題 (1)正副議長の互選について (2)本会への提出書類等について (3)空家等対策の推進に関する対応及びご協力について (4)その他 出席者 堀越会長、佐藤・齋藤・柳澤各副会長、萩原・吉井・蟻川・戸所・ 小井土各常任理事、表野副部長、(前橋)石原・(伊勢崎)新井・(桐生) 松嶋・(太田)和田・(高崎)塚越・(富岡)花岡・(沼田)並木・(吾妻) 本多・(館林)神岡各支部長
第2回定時総会事前打合せ	平成27年5月21日(木) 16:00～ 調査士会 議 題 (1)定時総会への事前質問に対する検討について (2)その他 出席者 堀越会長、佐藤・齋藤・柳澤各副会長、萩原・吉井・蟻川・戸所・ 小井土各常任理事、表野副部長

会議名	開催日時・会議内容等
会館建設委員会 第3回打合せ会	平成27年5月29日(金) 13:30～ 調査士会 議 題 (1)会館建設の設計に関する打合せについて (2)その他 出席者 中島委員長、蟻川副委員長、平沢・豊岡・戸所・吉井各委員
相談センター 第1回運営小委員会	平成27年6月3日(水) 15:00～ 調査士会 議 題 (1)運営委員長及び運営副委員長の互選について (2)今後の本センターの運営方針について (3)その他 ①相談・調停案件の対応について 出席者 吉原前センター長、豊岡センター長、中村副センター長、山口・萩原・吉野・伊藤・新井・金井各運営委員
相談センター 第1回運営委員会	平成27年6月3日(水) 17:00～ 調査士会 議 題 (1)運営委員長及び運営副委員長の互選について (2)今後の本センターの運営方針について (3)その他 ①相談・調停案件の対応について 出席者〔弁護士〕湯澤副センター長、天田・栗原各運営委員 〔調査士〕吉原前センター長、豊岡センター長、中村副センター長、山口・萩原・吉野・新井・金井各運営委員、横田名誉会長、堀越会長 戸所前運営委員
第1回綱紀委員会	平成27年6月9日(火) 13:30～ 調査士会 議 題 (1)正副委員長の互選について (2)その他 出席者 山口委員長、赤石副委員長、安濟・齋藤・須永・中村・吉田各委員 堀越会長、佐藤副会長、萩原常任理事、平沢副部長
第3回理事会	平成27年6月9日(火) 15:00～ 調査士会 議 題 (1)担当理事の業務分担について (2)各種委員会委員の選任について (3)顧問・相談役等の委嘱について (4)会館用地(鶴光路町)の道路拡幅等改良事業について (5)その他 出席者 堀越会長、佐藤・齋藤・吉井各副会長、萩原・表野・蟻川・戸所・小井土各常任理事、平沢副部長、吉野(典)・高木・吉野(清)・須藤・霜田・鈴木・柳澤・北川・中村・長谷川・渋川各理事、山本監事
第3回常任理事会	平成27年6月9日(火) 16:00～ 調査士会 議 題 (1)公開講座の事前打ち合わせについて (2)その他 出席者 堀越会長、佐藤・齋藤・吉井各副会長、萩原・表野・蟻川・戸所・小井土各常任理事、平沢副部長、柳澤理事
会館建設委員会 第4回打合せ会	平成27年6月23日(火) 16:00～ 調査士会 議 題 (1)会館の建設についての打合せ (2)その他 出席者 中島委員長、蟻川副委員長、平沢・豊岡・戸所・吉井各委員
相談センター 全国一斉不動産表示登記 無料相談会事前打合せ会	平成27年7月3日(金) 14:30～ 調査士会 議 題 (1)全国一斉不動産表示登記無料相談会(8月1日開催)の事前打合せ について (2)その他 出席者 豊岡センター長、中村副センター長、山口運営委員

会議名	開催日時・会議内容等
第4回常任理事会	平成27年7月17日(金) 13:30～ 調査士会 議 題 (1)公開講座の総括について (2)その他 出席者 堀越会長、佐藤・齋藤・吉井各副会長、萩原・表野・蟻川・戸所・小井土各常任理事、平沢副部長
相談センター 第2回運営小委員会	平成27年7月29日(水) 15:00～ 調査士会 議 題 (1)全国一斉不動産表示登記無料相談会(8月1日開催)の対応について (2)相談・調停案件の検討について (3)今後の予定について (4)その他 出席者 豊岡センター長、中村副センター長、山口・萩原・吉野・新井・金井各運営委員
相談センター 第2回運営委員会	平成27年7月29日(水) 17:00～ 調査士会 議 題 (1)相談・調停案件の検討について (2)今後の予定について (3)その他 出席者〔弁護士〕湯澤副センター長、天田・栗原各運営委員 〔調査士〕豊岡センター長、中村副センター長、山口・萩原・吉野・新井・金井各運営委員
関プロゴルフ大会事前打合せ会	平成27年7月29日(水) 16:00～ 調査士会 議 題 (1)関プロゴルフ大会の運営について (2)その他 出席者 齋藤・吉井各副会長、小井土常任理事
〔日調連〕	
第72回定時総会	平成27年6月16日(火)～17日(水) 13:00～ 東京ドームホテル 第1号議案 (イ)平成26年度一般会計収入支出決算報告承認の件 (ロ)平成26年度特別会計収入支出決算報告承認の件 第2号議案 役員選任の件 第3号議案 平成27年度事業計画(案)審議の件 第4号議案 (イ)平成27年度一般会計収入支出予算(案)審議の件 (ロ)平成27年度特別会計収入支出予算(案)審議の件 出席者 堀越会長、佐藤・齋藤・吉井各副会長、萩原・表野・蟻川・戸所・小井土各常任理事、平沢副部長、柳澤理事
〔関プロ〕	
第3回会長会議	平成27年3月17日(火) 14:00～ 東京会 議 題(1)連合会次期役員の推薦について (2)平成27年度事業計画の概要について (3)その他 出席者 堀越会長
第1回会長会議及び 連合会役員選考会議	平成27年4月15日(水) 14:00～ 東京会 議 題(1)連合会会長候補者の推薦について (2)連合会副会長候補者の推薦について (3)連合会理事候補者の選考について (4)連合会監事候補者の選考について (5)平成26年度事業経過報告及び決算報告について (6)平成27年度事業計画(案)及び予算(案)について (7)その他 出席者 堀越会長

会議名	開催日時・会議内容等
第1回正副会長会議及び 期末監査会	平成27年5月7日(木) 14:00～ 千葉会 議 題(1)監査会開催について ①平成26年度決算について ②その他 (2)平成27年度事業計画(案)及び予算(案)について (3)その他 出席者 堀越会長
第2回会長会議	平成27年6月4日(木) 14:00～ 東京会 議 題(1)関プロ役員改選について (2)第61回定例総会について (3)その他 出席者 堀越会長
第61回定例総会	平成27年7月12日(日) 14:00～ 栃木県「りんどう湖ロイヤルホテル」 報告事項 平成26年度会務及び活動状況の報告 議案第1号 平成26年度収入・支出決算報告について 議案第2号 平成27年度事業計画(案)について 議案第3号 平成27年度収入・支出予算(案)について 議案第4号 関東ブロック協議会の規約改正について 議案第5号 次期定例総会開催地について 議案第6号 任期満了に伴う役員改選について 出席者 堀越会長、佐藤・齋藤・吉井各副会長、萩原・表野・蟻川・ 戸所・小井土各常任理事、平沢副部長、柳澤日調連理事
第1回研修委員会	平成27年7月22日(水) 14:00～ 東京会 協議事項(1)第36期関プロ新人研修会の運営等について (2)その他 出席者 堀越会長、戸所常任理事、講師：柳澤日調連理事
〔その他〕	
事務打合せ会(法・司・調)	平成27年1月30日(金) 13:30～ 法務局 (1)前橋地方法務局からの伝達事項 (2)司法書士会・調査士会からの要望事項 (3)その他 出席者 [法務局] 佐藤局長、高柳次長、渡邊総務課長、戸田・中村各首席登記官 近藤総務課長補佐、町田総務課庶務係長 [調査士会] 堀越会長、佐藤・齋藤各副会長、萩原常任理事 [司法書士会] 高橋会長、西川・林田・原田各副会長、伊藤総務部長
平成26年度 群馬県士業協議会定例会	平成27年2月26日(木) 16:00～ アニバーサリーコート ラシーネ 協議事項(1)提出議題について ①マイナンバー制度導入に伴う各士業の対応について ②源泉所得税(10.21%)の対応について (2)各会の現況について (3)その他 出席者 堀越会長、佐藤副会長、城事務局長

会員動向

(平成27年1月25日～8月18日まで)

入会

山下 修 (館林)
 新野見 英明 (伊勢崎)
 大辻 賢治 (高崎)
 須藤 千佳子 (前橋)
 三ツ木 雅俊 (高崎)
 南雲 久嘉 (前橋)
 大山 憲司 (高崎)
 眞下 広司 (渋川)
 根岸 強 (高崎)
 吉田 耕二 (高崎)

退会

清水 勝郎 (桐生)
 細谷 泰孝 (伊勢崎)
 大河原 洋子 (高崎)
 原澤 利夫 (高崎)
 大家 伸一 (館林)
 伊藤 勝太郎 (前橋)
 塩崎 晴美 (桐生) 会変更
 深代 伸彦 (吾妻)
 永井 美智子 (沼田)

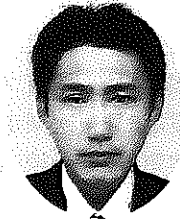
現在会員数 337名、他1法人

新入会員紹介



やま した おさむ
山下 修

(館林支部)
 平成27年2月2日登録
 登録番号 第1032号
 会員番号 875



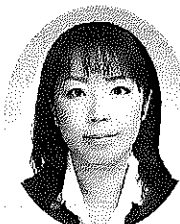
にいのみ ひで あき
新野見 英明

(伊勢崎支部)
 平成27年3月2日登録
 登録番号 第1033号
 会員番号 876



おお つじ けん じ
大辻 賢治

(高崎支部)
 平成27年3月2日登録
 登録番号 第1034号
 会員番号 877



す とう ちかこ
須藤 千佳子

(前橋支部)
 平成27年3月10日登録
 登録番号 第1035号
 会員番号 878



みつぎ まさ とし
三ツ木 雅俊

(高崎支部)
 平成27年5月1日登録
 登録番号 第1036号
 会員番号 879



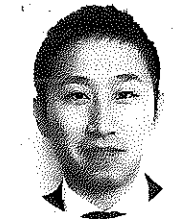
な ぐも ひさ よし
南雲 久嘉

(前橋支部)
 平成27年5月20日登録
 登録番号 第1037号
 会員番号 880



おお やま けん じ
大山 憲司

(高崎支部)
 平成27年5月20日登録
 登録番号 第1038号
 会員番号 881



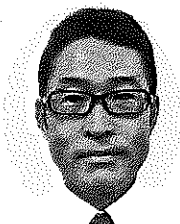
ま しも こう じ
眞下 広司

(渋川支部)
 平成27年6月10日登録
 登録番号 第1039号
 会員番号 882



ね ぎし つよし
根岸 強

(高崎支部)
 平成27年6月10日登録
 登録番号 第1040号
 会員番号 883



よし だ こう じ
吉田 耕二

(高崎支部)
 平成27年7月10日登録
 登録番号 第1041号
 会員番号 884

報告

■平成26年度 新入会員研修会■

- 1 日時 平成27年2月26日(木)
午前10時～午後4時
- 2 会場 群馬土地家屋調査士会「大会議室」
及び「さくら公園」
- 3 対象者 新入会員研修受講回数3回未満
- 4 研修事項
 - ①座学1 平板測量による測量方法の解説、精度についての解説
 - ②実務研修 *さくら公園にて平板測量作業
 - ③平板測量図面での三斜求積
 - ④班に分かれてのグループセッション

出席者名簿

No.	支部名	氏名	No.	支部名	氏名
1	沼田	徳江 真治	11	高崎	菊地 宏介
2	高崎	築瀬 勝	12	前橋	齊藤 聡太
3	桐生	清水 政郎	13	高崎	若林 修司
4	渋川	清水 敏晶	14	高崎	吉岡 崇
5	高崎	小林 泰介	15	高崎	藤川 八潮
6	高崎	横田 拓	16	高崎	神宮 教良
7	富岡	小林 豊	17	前橋	桜井 信雄
8	高崎	野村 伸介	18	高崎	小林美樹夫
9	前橋	樺澤 元治	19	高崎	羽鳥 良二
10	太田	富田 道男	20	館林	山下 修

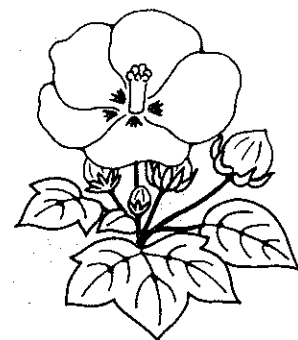
平成26年度群馬会の新人研修会を平成27年2月26日に登録後3年未満の会員20名を対象に、役員8名により実施いたしました。今年度の研修内容は平板測量の実習を行いました。役員として参加した私でも平板測量は30年前補助者当時にポール持ちとして経験しただけで実際に扱ったことはありませんでした。今回平板測量を行ったのは受講生がまず経験することのない平板測量とはどのような仕組みでどのように扱うのか、未経験者が行った場合にどの程度の精度の誤差が生じるのかを検討してみました。

講師として平板測量の経験者の役員を4班に分け受け持ってもらい午前中にまず座学として平板測量の仕組み、機材および測量方法について説明をし、その後の実習に移りました。受講生には250分の1と500分の1の縮尺の2通りの図面で作成するよう指示しました。実習現場は調査士会北側の公園に設

営し、事前に作成した地積測量図(面積460㎡)を受講生に配布しました。

午前中に実習を終え午後からは測量した図面の求積を行わせて面積を算出してもらい、各々測量した図面と事前に渡された地積測量図とを重ねさせてみました。見通しの良い現場でしたが受講生にとって慣れない作業で作成した図面は、制度区分乙1(面積誤差6.12㎡)内に収めるには大変なようでした。講師として指導していただいた役員の説明では熟練した資格者が行った場合は十分に制度内に収まり、慣れない者が行うとどんな原因で誤差が生じるのかを解説してもらいました。各班毎にミーティングを行い平板測量の感想をのべ、その後業務に関する経験談等を話し合ってもらいました。最後に受講生の中から来年も参加する会員4名を指名し来年度の新人研修テーマを見つけるよう宿題にして研修を終了いたしました。

[記：戸所研修部長]



■平成27年度 公開講座 (第1回会員研修会)■

1 日 時 平成27年6月26日(金) 午後1時30分～5時

2 場 所 JAビル 大ホール

3 対象者 群馬土地家屋調査士会会員、補助者、一般

4 公開講座内容及び講師等

第1部『管理放棄不動産と市民生活』

講師：公益財団法人 東京財団

研究員兼政策プロデューサー

吉原 祥子様

第2部『県土の有効活用に向けて』

～行政の取り組み～

(1)空家等対策の推進における特別措置法とは
群馬県県土整備部住宅政策課

(2)耕作放棄地の現状及び発生防止と解消対策
について
群馬県農政部農政課構造政策室

(3)森林地域における土地問題(管理放棄や土地境界など)の現状と対策について
群馬県環境森林部林政課

5 主 催 群馬土地家屋調査士会

群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

6 後 援 前橋地方法務局、群馬県

空家等対策の推進に関連し、我々、土地家屋調査士が行政に積極的に関与することで、新たな業務開拓のきっかけを掴む可能性を感じました。今回は、講師の吉原先生と堀越会長がトークセッションをするという大変ユニークな試みも、コーディネーターの柳澤業務・研修担当理事の絶妙な会話運びにより大成功いたしました。〔記：小井土広報部長〕



平成27年度 公開講座 (第1回会員研修会)出欠席状況(結果)

支部名	会員数	出席	欠席	出席率	補助者
前橋	69	39	30	56.5%	1
伊勢崎	39	15	24	38.5%	2
桐生	27	13	14	48.1%	2
太田	29	17	12	58.6%	3
高崎	92	55	37	59.8%	3
富岡	16	13	3	81.3%	
沼田	20	12	8	60.0%	1
吾妻	15	8	7	53.3%	1
渋川	15	8	7	53.3%	1
館林	16	8	8	50.0%	1
小計	338	188	150	55.6%	15
出席者合計		203	会員+補助者		

*出席率については会員のみ。

項目	出席	備考
講師	4	
群馬県	2	用地課②
土木事務所	11	高崎① 伊勢崎① 沼田② 渋川③ 中之条② 下仁田②
市町村	14	前橋④ 高崎② 太田① 富岡② 沼田① 嬬恋① 東吾妻③
他会	25	東京② 神奈川② 埼玉④ 栃木⑨ 静岡② 長野④ 新潟②
士業	15	弁護士① 司法書士④ 群測協会⑩ (行政書士①)
その他	3	神奈川協会① 大阪政連① 県議①
一般	7	
小計	81	
出席者総合計	284	

■日調連 平成27年度(第72回)定時総会■

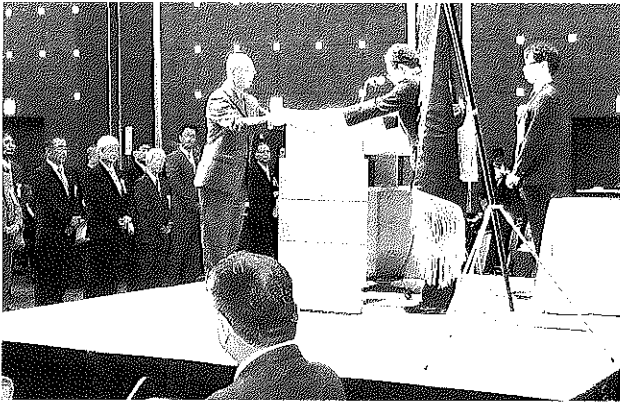
日 時：平成27年6月16日(火) 13:00～
17日(水)～正午

会 場：東京都文京区「東京ドームホテル」

平成27年6月16日(火)、17日(水)の2日間にわたり、全国50会の会長、代議員、日調連役員が出席して重要議案(20頁「会議報告」参照)が審議され可決承認されました。

今総会は、役員改選年度にあたり、日調連会長として林千年氏(岐阜会)が再任され、当会の柳澤理事が日調連理事に就任。後日、理事会にて、業務担当理事に就任されました。

また、16日の式典の部において、当会副会長 齋藤清久会員が法務大臣表彰を受賞されました。誠にありがとうございます。

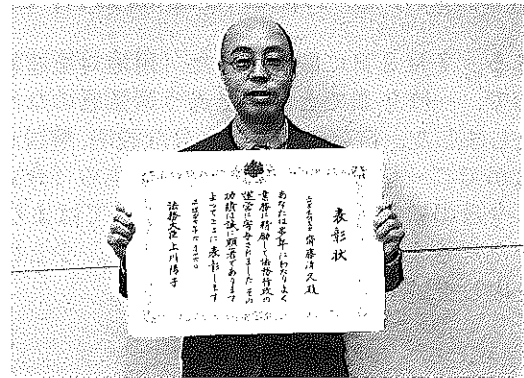


〈法務大臣表彰を受賞して〉

前橋支部 齋藤 清久

この度、日本土地家屋調査士会連合会第72回定時総会におきまして、上川陽子法務大臣より表彰を受けました。何の功績もない私が、このような栄えある賞を戴くことが出来ましたのも役員の方々を始め、会員皆様のご支援及び法務局のご推挙並びに事務局の支援の賜物と心から厚く感謝申し上げます。

平成27年6月16日(火)当日は東京都文京区「東京ドームホテル」において連合会総会が開催され、式典の部にて29名の同志たる土地家屋調査士が表彰されました。関東ブロックや4県会議等でいろいろな意見交換を行っていた仲間も数名表彰され、とても感動しました。



今後も、一層の研鑽と努力を重ね、この榮譽ある受賞を機に精進して参りたいと思いますので、皆様の変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。

■関ブロ 平成27年度(第61回)定例総会■

日 時：平成27年7月12日(日)・13日(月)
午後2時開会

場 所：りんどう湖ロイヤルホテル
栃木県那須郡那須町高久丙(当番会栃木会)

議事の内容

- ①平成26年度収入・支出決算報告について
- ②平成27年度事業計画(案)について
- ③平成27年度収入・支出予算(案)について
- ④関東ブロック協議会の規約改正について
- ⑤次期定例総会開催地について
- ⑥任期満了に伴う役員一部改選について

平成27年度の事業計画として

- ①会長会議、正副会長会議の実施
- ②担当者会同の実施
- ③新人研修会の実施
- ④土地家屋調査士特別研修の支援
- ⑤関ブロ内日調連役員、政治連盟会長との打合せの実施
- ⑥親睦事業の実施
- ⑦その他、本協議会も目的達成に必要な事項

以上の議事について審議され、全て承認されました。

各部会担当者連絡網と意見・情報交換の場が設置され、横の連絡が、より身近になり、会議・親睦も充実していました。 [記：小井土広報部長]

■群馬県用地対策連絡協議会用地事務研修■

さる、7月2日に開催された「用地対策連絡協議会研修」の講師をさせていただきました。2年ぶりでしたので、一昨年までとはまた違う緊張感のなか、約2時間にわたり筆界の歴史、実務上の問題点などをお話いたしました。自分の能力で十分な説明、解説ができたのか不安なところもありましたが、帰りのエレベーターのなかでご一緒した館林市職員の方から「今立会いをしている現場で問題となっているところがありました。今日の講義で指摘された内容が当てはまり疑念が解消しました。市民の方に説明ができます。」との感謝をいただきました。私の拙い説明でも、少しは役に立つんだなあとうれしくなり、聴いて下さったことに感謝を申し上げてまいりました。

〔記：柳澤業務・研修部担当理事〕

支部研修活動

支部名	実施日時	場 所	研 修 項 目	出席者数
桐 生	1月30日(金) 15:30~17:30	桐生プリオパレス	①最近の登記申請の問題点について ②日調連の活動と展望	25名
高 崎	2月10日(火) 15:00~17:00	高崎総合福祉センター	高崎市出前講座 ①情報公開について ②農業振興地域除外申出について	54名
前 橋	4月17日(金) 14:00~15:20	前橋プラザ元気21	①調査士業務での電子平板活用 ~タブレットやスマホを持って現場へ行こう~	29名

無料登記相談会

支部名	開催日	開催時間	場 所	研 修 項 目	
沼 田	2月19日(木)	13:00~16:00	久屋原町公民館	土地家屋調査士関係	1件

お知らせ

■平成27年度 第2回会員研修会■

日 時:平成27年10月8日(木) 午後
会 場:JAビル 大ホール
研修項目:マイナンバー制度について 他

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体総合生活補償保険

保険期間中 国内外を問わず
1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166 FAX: 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。

発行所

〒371-0847 前橋市大友町1-6-6

群馬土地家屋調査士会

TEL 027-253-2880

FAX 027-253-0163

編集 広報部

印刷 モリタ印刷工業株式会社

TEL 027-253-2222(代)